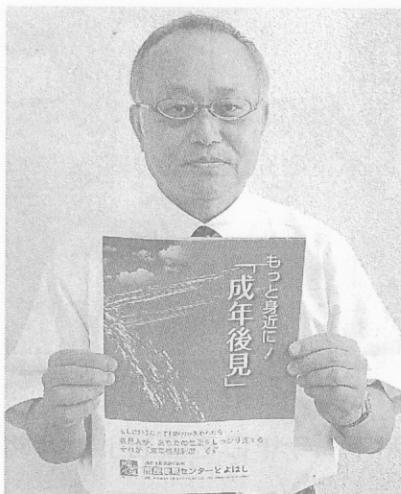


# 認知症 高齢者

# 虐待などから守れ



同制度は判断能力が低下した人に代わり、▽衣食住を確保するなど生活面の配慮・見守り▽公共料金の支払いや医療・福祉サービスの契約などをを行う契約・管理者は300万人いみ、国内の認知症者は300万人いみ、高齢化社会が進行している。一方で、財産管理を後見人が行い裁判所に報告をすることが義務付けられている。

などと取引する金銭・財産管理を後見人を行い裁判所に報告をすることが義務付けられている。

認知症の高齢者や知的障害を持つ人など判断能力が低下した人に後見人を付けて支障のない生活を送れるように支援する「成年後見制度」は、00（平成12）年に導入されたが認知度は低い。今年3月に発足した【】市民後見センターとよし（豊橋市南瓦町、加藤政実代表）では、制度を知り有効に活用してもらおうと活動を続けている。

の判断能力が低下し  
送れるように支援す  
に導入されたが認知  
市民後見センター  
では、制度を知り

制度のパンフレットを持つて協力を呼びかける加藤代一とよはし事務所で)

といわれ10年後には500万人にもなると予想され、精神疾患の患者数も増えている。加藤代表は、各市町人口の3%に後見人が必要とされる現状で、生活面のサポートの他に同制度を利用するメリットとして「虐待防止や悪徳商法から身を

守ることも可能」と語る。独居老人が介護施設などに入居した際、老人の様子を第3者が定期的に訪問することで施設内を密室にすることを防ぎ、悪徳商法にまされた際には、後見人がいることで契約を自動的に解約できる。

町から申請される」とはほとんどないのが現状。後見人は、法人でも受けることもでき、市民後見センターとよばしでは、後見人としての活動を行うと同時に、市民へ制度や手続きの説明や、相談を無料で受け付けている。

豊橋市の市営住宅では、孤独死と思われる事例も発生しており、独居老人への対策も課題となる。加藤代表は同制度について「認知症などをお抱える方の人生を

それを「の」で形を「の」の運動、「の」は法の「の」

# 成年後見制度有効活用訴え

守るための制度。有効活用することが生活の安全につながる」と語り、多くの後見人が必要となるため「共に活動する人も求めている」と

(52) 4315 ヘ 呼びかける。  
市民後見センターと  
問い合わせ・相談は  
同制度についての